

群馬県過疎地域自立促進方針策定の考え方

群馬県企画部地域政策課

1. 方針の策定にあたって

- ◆「**過疎山村振興に関する有識者会議**」の設置(平成27年4月)
 - 設置目的: 本県の過疎山村地域の諸課題並びに活性化について幅広い視点から検討
 - 構成員: 地域活動実践者(民間5名)、市町村長(4名)、学識経験者(2名)の計11名で構成
県内の過疎山村地域から地域バランスを考慮して選任
 - 検討状況: 【第1回】次期過疎方針の骨子案検討、【第2回】次期過疎方針の素案審議
【第3回】次期過疎方針の原案審議、【第4回】過疎方針の報告・県過疎計画審議
- ◆「**群馬県過疎地域等活性化庁内連絡会議**」(平成21年3月設置)による全庁体制での検討
 - 過疎地域等の振興を庁内横断的、総合的に支援するため、関係する42課室で構成
 - 素案策定段階から関係所属と協議を実施し、連携して過疎対策に取り組む体制を構築

- ①過疎地域がこれまで果たしてきた役割や価値及び今後も果たしていくべき役割や価値の明示が必要
- ②過疎地域の地域特性を捉え、地域特性に応じた地域づくりを推進することが必要

2. 策定のポイント

(1)『過疎地域の価値と役割』の明示【新規】

- 第二次世界大戦後、生糸生産や食料、水、エネルギー、木材を供給することで日本の復興と近代化に大きく貢献
- 地域特性を生かした産業により、国土の保全と地域資源を維持
- 「人と人とのつながり」や「自然との共生・共存」を実感することができる場

<目指すべき方向>

- ◎過疎地域に対する認識の変革 → 過疎地域の果たしている役割を再評価
- ◎過疎地域の再生 → 過疎地域が持つ本来の地域特性を發揮できる地域づくり

(2)国の総合戦略及び県総合計画(総合戦略)に対応した『過疎地域自立促進の基本的方向』の提示【再編整理】

<国>	<県>	<県>	<県>
まち・ひと・しごと 創生総合戦略 [基本的な考え方]	総合計画(総合戦略) (H27策定予定) [基本目標]	【次期】過疎方針 (H28-H32) [基本的方向]	【現行】過疎方針 (H22-H27) [基本的方向]
I しごとの創生	I 地域を支え、経済・社会活動を支える人づくり (ひと)	I 「暮らしを支える (まち)	I 就労の場・収入の確保
II ひとの創生	II 誰もが安全で安心できる暮らしづくり (まち)	II 「なりわい」を守り、生み出す (しごと)	II 安心安全な暮らしの確保
III まちの創生	III 恵まれた立地条件を活かした産業活力の向上・社会基盤づくり (しごと)	III 「ひと」を育てる (ひと)	III 移住交流人口の増大
			IV 地域力の向上と人づくり
			V 本県の過疎地域の特性を活かす

(3)「集落ネットワーク圏(小さな拠点)」の考え方や「地域おこし協力隊」の推進等を踏まえた『集落の整備』の提示【拡充】

【次期過疎方針】(H28-H32) 集落の整備(分野別施策の方向性)	【現行過疎方針】(H22-H27) 集落の整備(分野別施策の方向性)
(1)集落の維持・活性化 ○集落が果たす集落機能を發揮し地域社会を健全に維持するための生活基盤整備と住民が主体となって取り組む集落の維持・活性化事業の支援	(1)集落整備の方針 ○集落内の基礎的な生活基盤の整備、集落間の相互補完の関係強化、「集落支援員」や「地域おこし協力隊」等の人材派遣などソフト事業の充実・強化
(2)集落ネットワークの形成 ○複数集落をネットワークで結び集落間の相互補完関係を強化する「集落ネットワーク圏」の形成支援	(2)集落の再編整備 ○小規模集落が現にその場所に存在している意義を十分に考慮し、関係者の理解と合意の下に実施
(3)移住・定住の促進 ○集落の担い手となるUJターン者の推進、「地域おこし協力隊」「緑のふるさと協力隊」の定住支援	

(4)地域特性を踏まえた『地域別自立促進の方向性』の提示【拡充】

- 本県の過疎地域は地域ごとに様々な特色を有しており、それぞれの地域が持つ地域特性を生かした個性溢れる地域づくりを進めて地域の活力を高めていくことが重要



- 県が果たすべき役割を踏まえながら、市町村や多様な主体との連携のもとに各地域が目指すべき方向性を提示

1. 方針の策定にあたって

- ◆「**過疎山村振興に関する有識者会議**」の設置(平成27年4月)
 - 設置目的: 本県の過疎山村地域の諸課題並びに活性化について幅広い視点から検討
 - 構成員: 地域活動実践者(民間5名)、市町村長(4名)、学識経験者(2名)の計11名で構成
県内の過疎山村地域から地域バランスを考慮して選任
 - 検討状況:【第1回】次期山振方針の骨子案検討、【第2回】次期山振方針の素案審議
【第3回】次期山振方針の原案審議、【第4回】山振方針の報告・県過疎計画審議
- ◆「**群馬県過疎地域等活性化庁内連絡会議**」(平成21年3月設置)による全庁体制での検討
 - 過疎地域等の振興を庁内横断的、総合的に支援するため、関係する42課室で構成
 - 素案策定段階から関係所属と協議を実施し、連携して山村振興に取り組む体制を構築

- ①振興山村がこれまで果たしてきた役割や価値及び今後も果たしていくべき役割や価値の明示が必要
- ②振興山村の地域特性を捉え、地域特性に応じた地域づくりを推進することが必要

2. 策定のポイント

(1) 振興山村の『価値と役割』の明示【新規】

- 第二次世界大戦後、生糸生産や食料、水、エネルギー、木材を供給することで日本の復興と近代化に大きく貢献
- 地域特性を生かした産業により、国土の保全と地域資源を維持
- 「人と人とのつながり」や「自然との共生・共存」を実感することができる場

(2) 振興の基本方針の提示【新規】

- ◎振興山村が持つ機能は「**公益的機能**」であり、「**県民共有の財産**」 → 次世代へ健全に承継
(物質生産機能、国土保全機能、水源かん養機能、環境保全機能、文化機能、保健・レクリエーション機能)

＜目指すべき方向＞

- ◎振興山村が持つ地域特性を生かした住民主体の地域づくり活動の支援
- ◎生活環境の整備や地域間交流の促進による移住・定住の促進

(3) 国の総合戦略及び県総合計画(総合戦略)に対応した『振興の基本目標』の提示【再編整理】

＜国＞	＜県＞	＜県＞	＜県＞
まち・ひと・しごと 創生総合戦略 [基本的な考え方]	総合計画(総合戦略) (H27策定予定) [基本目標]	【次期】山村振興基本方針 (H27策定予定) [基本目標]	【現行】山村振興基本方針 (H17策定) [配慮事項]
I しごと の創生	I 地域を支え、経済・社会活動を支える人づくり (ひと)	I 「 くらし 」を支える (まち)	I 山村における生産基盤を整備する
II ひと の創生	II 誰もが安全で安心できる暮らしづくり (まち)	II 「 なりわい 」を守り、生み出す (しごと)	II 山村における住環境の快適性を向上させる
III まち の創生	III 恵まれた立地条件を活かした産業活力の向上・社会基盤づくり (しごと)	III 「 ひと 」を育てる (ひと)	III 山村における情報通信基盤を整備する
			IV 都市と山村との交流を促進する

(4) 山村振興法の改正内容を踏まえた「地域資源の活用施策」「高齢者福祉施策」及び「担い手施策」の提示【拡充】

山村振興法改正概要

- 基本理念の新設**
 - ・山村の振興は、産業基盤及び生活環境の整備等を図るとともに、地域の特性を生かした産業の育成による就業機会の創出、住民の福祉の向上等による山村における定住の促進を図ることを旨として、行わなければならない。(第2条の2)
- 地域内発的な産業振興及び住民福祉の向上に関する施策の推進**
 - ・山村振興基本方針、山村振興計画等の規定事項に、「地域資源の活用による特産物の生産の育成」といった地域内発型の産業振興の推進等に係る規定及び「介護サービス」の確保といった住民の福祉の向上に係る規定を追加。(第3条、第7条の2、第8条)

群馬県山村振興基本方針(分野別振興施策)

＜地域資源の活用施策＞

- 地域特性を生かし、製造・加工から販売までの主要な役割を地域が担う地域内発型の産業振興

＜高齢者福祉施策＞

- 「高齢者の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくり」を目指した支援体制の整備

＜担い手施策＞

- 地域の原動力となる担い手の育成と確保、女性や高齢者のマンパワーの活用や役割の付与、「地域おこし協力隊」などの外部人材の導入支援